

第4回統計基準部会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 4 日 (木) 14:00 ~ 16:10
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 (部 会 長) 大守 隆
(委 員) 舟岡 史雄、野村 浩二
(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
(審 議 協 力 者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県
(事 務 局) 内閣府：河合統計委員会担当参事官
総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー (統計センター)
- 4 議 題
 - (1) 大分類 B - 専門的・技術的職業従事者について
 - (2) 大分類 K - 労務作業者について
 - (3) 日本標準職業分類の一般原則について
 - (4) その他

5 議 事

大守部会長 それでは、定刻になりましたので第4回統計基準部会を開催したいと思います。

今日の議題は、お手元の議事次第にありますように、「大分類B-専門的・技術的職業従事者について」と「大分類K-労務作業者について」。それから、前回に引き続いて「日本標準職業分類の一般原則について」、及び「その他」でございます。

それでは、事務局から配布資料について御説明をお願いします。

事務局 本日の配布資料でございます。

まず資料1といたしまして、「大分類「B - 専門的・技術的職業従事者」の改定の考え方及び主な改定点について」。

資料2、「大分類「K - 労務作業者」の設定に当たっての考え方」。

資料3、分類案。

資料4、説明及び内容例示の新旧対照表。

資料5、新旧のコンバーター。

それから、参考1といたしまして第3回の結果概要をおつけしてございます。内容を御確認いただきまして、修正がございましたら、6月10日の水曜日までに事務局へお知らせいただきたいと思っております。

続きまして、席上配布資料でございますが、

、「議論の活性化のためのQ & A」。

と は、総務省と経済産業省から提出された意見でございます。

、「各大分類の定義」。

、「外国事例比較等による考察」。

、「一般原則の暫定案及び諮問案」。

、「各国別一般的事項の比較」でございます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございました。

それでは、議事録、前回の結果概要については、6月10日までに御連絡をいただきたいということですが、

それから後で時間があれば申し上げますけれども、6月8日の統計委員会に、この基準部会の審議の中間報告のような経過報告をさせていただきたいと思っております。それについては、これまでの3回分の結果概要、4回分は10日までにまとめるということで、間に合わないのですが、これは事務局限りということで、やはり配布を予定されているのですか。

事務局（曾田統計審査官） 3回分までです。

大守部会長 それから私が簡単な全体のまとめみたいな1枚紙、2枚になるかもしれませんが、そんなもので報告をしたいと思っております。

それでは、今日の議題に入りたいと思っております。

最初の議題は、「大分類B - 専門的・技術的職業従事者について」です。

まず、事務局から今回の諮問案の考え方、主な改定点や論点について、御説明をお願いいたします。

事務局（曾田統計審査官） それでは、説明をさせていただきます。

今日お配りしております資料1と青いファイルでお配りしています基本資料の両方をご覧くださいと思います。

まず、こちらの青いファイルに入っております基本資料8というのをご覧くださいと思います。新旧の中分類項目の対応表というところがございます。

このところの大分類の「専門的・技術的職業従事者」ということで、新旧を比べていただきますと、一番上のところの「科学研究者」が「研究者」になっているというところ。

それから、「農林水産業・食品技術者」というところを「農林水産業」というのと「食品」を分離して、その食品と、旧でいいますと「機械・電気」それから「鉱工業技術者」のところを合わせて、新しい分類では「製造技術者（開発）」というものと「製造技術者（開発を除く）」というところに、編成替えをさせていただいたというところ です。

それから、10のところの「情報処理・通信技術者」ということで、通信の技術者をここに新しく含めたということがございます。

18番のところ、「経営・金融・保険」ということで、金融とか保険の専門職をこのところ で追加している。

22のところ「映像撮影者」ということで、従来は静止画像、写真だけだったところを動画系のものも、今回ここに例示として増やすということを予定してございます。

お配りしております、資料1の方に戻っていただきまして、基本資料8の方と基本資料6のあたりを適宜御参考にご覧いただければと思います。

資料1、「大分類B - 「専門的・技術的職業従事者」の改定の考え方及び主な改定点について」でございますが、分類の考え方として、今回、変更した中分類のところについて、考え方をここに書いてございます。

新しく再編成しました「製造技術者（開発）」と「製造技術者（開発を除く）」というところの中分類について書いてございます。開発を行う製造技術者ということで、研究者が行った研究の成果を応用して設計と具体的な製品の開発を行う。これは実際に生産を開発する前の段階のところまでです。この開発を担当する製造技術者というふうに、中分類として入れてございます。

それから、開発を除く製造技術者というところは、製品を効率的に製造するため、工程設計及び工程管理、品質管理などを行うほか、必要に応じて現場の指導ということで、開発されたものを実際に生産するところのラインのところの設計、それから必要に応じて指導ということを、8番の中分類として編成替えをさせていただきます。

10番の情報処理のところは、このほかに通信技術者を入れますけれども、通信技術者でも、ハードウェアとか機器を操作する人間は外して、ネットワーク関係の、しかもソフトウェア関係を担当する人をここに入れるということ。

15番として、「その他の保健医療従事者」ということで、従来このところには内容例示的なレ

ベルなんです、看護助手とか歯科助手という、資格とかそういうものがなくても行っていた人、アシスタントとして行っていた人をここに含めておりましたけれども、今回、こういった助手とかアシスタントの人は、大分類のサービス業の方に分類を移してございます。

主な改定点について幾つか議論があったのを「2 主な改定点」以下のところに入れてございます。若干小分類も出てきますので、基本資料6、2ページというのがございます。

まず第1点目として、科学研究者の小分類。古い方ですと、「自然科学系研究者」と「人文・社会科学系研究者」を統合して「研究者」ということで小分類で一本にした。これは学際的な研究分野が増加して、理系、文系で区別できない分野も増えてきたことがあり、一本化してはどうかということ、させていただいております。

ただ、これについては、国際分類の方が、かなり科目ごとに分類されているので、国際比較等のことがちょっと難しくなるのではないかという意見も、今、出てきてございます。

2番目としまして、中分類のところ、従来、「農林水産業・食品技術者」というものを合わせて中分類にして、その下の小分類として畜産とか林業とか水産とかそういう形で、技術者というものを分類しておりましたが、今回は食品というものを外して、それをほかのところ、機械とか、電気、鉱工業、そちらの方と合わせることにして、農林水産業の方を単独にして、小分類として入れるという形にしております。

これにつきましては、農林水産業関係の従事者が減ってきているので、それが妥当ではないかということ。それから食品の方は、製造業に合わせて一緒にグループ化するのが妥当ではないかというような御意見が出ておりました。

(3)の現行の中分類「機械・電気技術者」と「鉱工業技術者」を統合して、「製造技術者(開発)」及び「製造技術者(開発を除く)」ということの中分類を新設したということですが、これは、従来、産業分類的に機械とか電気、金属だとか化学とか窯業、建築というふうに技術者ということに分けていたものを、その上の中分類の段階で設計段階、技術段階ごとのものに合わせるということで、産業横断的に仕事の内容で区別するというところを行ったことが理由で、このようにしております。

検討過程における主な意見として、一番最初のところで、現行分類のように産業別に技術者を分類するのではなく、技術分野別に分類することについて、検討する必要があるのではないか。こういう意見があったことから、今回このような新しい中分類に再編するというところで、諮問案のように出しているところです。

これにつきましては、三つ目の のところで、事業所対象とした調査であればとらえられるのだろうけれども、世帯に対して実施する統計調査では答えにくいところがあるのではないかというような御意見も出ています。

(4)現行中分類「情報技術処理者」は、従来「システム・エンジニア」と「プログラマー」と二つの小分類から成っておりましたが、ここのところに通信技術系、テレコム系のものも入れまして、若干、「システム・エンジニア」というのをもう少し細分化を図って、小分類を増やしているということです。

これは、従来、「情報処理技術者」という中分類がなく、小分類が二つしかなくて、新しい職業について対応されていないのではないかとということがあったことから、このように今回、諮問案のようにして提案しているというところです。

(5) 現行中分類「経営専門職業従事者」、基本資料集の方では5/29ページと書いてございますが、そのところで小分類で「金融・保険専門職業従事者」は、新しい金融派生商品であるとか、そういうものが出てきておりますので、そういったものを担当できるということで、今回追加してございます。

資料1の3ページ目のところですが、先ほど説明しましたように、看護助手、歯科助手、現行では、旧分類では専門的・技術的職業従事者に分類されているけれども、資格とかそういうものがあるわけではなくて、アシスタントということのために、これをサービスの方に移したということでございます。

今、申した対応表が基本資料の8にもございますし、今回お配りしました資料5-1、5-2のところで、それぞれの対応表ということで、後ろの方に資料を用意してございます。

それから、席上配布資料の方をご覧いただきまして、「議論活性化のためのQ&A」というものがありますけれども、とりあえずBの方を説明するときに併せて、簡単に説明をさせていただきたいと思います。幾つか質問みたいなものを想定しまして、それについての答えということで書いてございます。

1番目のQ1として、大分類の隣接領域としてどのように考えているかということで、例えば一番最初のところだと、B-専門的・技術的職業従事者とA-管理的職業従事者、C-事務従事者という三つの大分類の間はどう考えるかということでございますが、一番上にBとA、専門的なものと管理的なものというところで、専門的・技術的職業従事者を取りまとめる長については、それぞれの専門分野における仕事に直接従事していたり、または管理において専門知識が必要とされる場合は、専門的・技術的職業従事者、大分類Bの方に分類しているということです。

Bの専門的・技術的職業とCの事務従事者では、扱っている仕事の内容が、どの程度専門的であるかということにより判断して、「通例、大学・研究機関での科学的訓練」という定義がございますので、その内容によって、Bに分類するというところでございます。

後で説明いたしますけれども、「K-労務作業員」というものがございます。これと大分類の中でも多少アシスタント的な業務を行っているものもいるということで、その整理はどうなるのかということにつきましては、いろんなところで補助的な作業を行っている人は、その補助的な作業の内容によって、職業も分類するというところで、作業員とかアシスタントというだけで、大分類の一つにまとめるということとはしていないということでございます。

現行の日本の今の「K-労務作業員」に分類されるのは、荷物の運搬、清掃といった定型に行われている作業に限定して、この大分類をつくっているという状況でございます。

Q2としてILOがつくっています国際分類では、大分類レベルで専門職というものと準専門職及び技術職ということで、専門職についても二つの大分類があるのですが、日本ではこういうことはとらないのかということで、A2として答えを書いておりますけれども、ヨーロッパの場合です

と、職業とそれに入る前の専門家の養成コースとかそういったものが、仮に一对一に関係しているようなことがあって、それが社会的にもコンセンサスがあたりしている。

ですが、日本の場合は、余り職業と教育水準というか、その入職のためのトレーニングというか教育は、必ずしも明確になっていないということがございます。また現場の作業者に対して、いろんな技術的な助言を与えとか、完全に専門的ではないけれども、準専門的な人とそういうレベルの人については、特に決められている状況でもないし、なかなか分離しにくいということもあって、ILOの分類のようにきれいに分けることは、日本ではちょっと適用できないのではないかということから、日本では準専門職みたいなグループはつくっていないということです。

Q3番目として、「研究者」と「技術者」、「研究者」と「教員」、「医師」と「研究者」、「医師」と「教員」、大学の先生なんかを想定しているところをどういうふうに切り分けるのかということがあるかと思えます。

まず最初に「研究者」と「技術者」というところにつきましては、「研究者」はどちらかということ、新たな議論と学説の発見、そういった科学的な仕事ということを主眼にして分類される。一方、「技術者」の方は、「研究者」によって発見された知識を応用して開発とか工程設計を行うという観点から切り分けてございます。

「研究者」と「教員」ということで、大学で研究を専らにする人とか学部とか大学院で教える人があるかと思えますが、専ら研究施設などにおいて調査、試験、研究の仕事に従事する人「研究者」として、若干でも学生の教育に従事しているところがあるという方は、「教員」の方に分類いたします。

三つ目で「医師」と「研究者」というところでございますが、これもやはり診断であるとか治療・手術、こういうところに従事することがある人は、「医師」の方に分類する。専ら研究の方に従事している人は「研究者」の方に分類するというところでございます。

「医師」と「教員」、お医者さんでありながら教授をやっているような場合は、学生等に対して授業を行っていることがあれば、それは「教員」の方に分類するという形で考えております。

Q4として、「建設・採掘作業者」、建設現場で働く簡単な仕事をする人と、労務作業者というのは、どういうふうに考えるかということですが、建設現場では、いろいろ資材等の運搬を行っている人もいますけれども、日本の場合、いろいろ見ていると、現場はかなり機械化も進んでいて、資材の運搬だけをやっているということは、余り見る例がないのではないかということから、建設や採掘の現場で、実際にはいろんな機械の操作をやっている。ただ、その補助的な作業として、資材を運搬することもある。そういった形になるのが、一般的なのではないかということから、建設とか採掘の作業者ということで分類するということとしております。

それから、先ほども説明いたしました、「K-労務作業者」というのは、特に運搬であるとか清掃、そういったところが主な業務になるということでございます。

今回、専門職ということがあって、最近のデイトレーダーということですが、デイトレーダーは、会社の中においてトレーディングをやっている人と、全く個人でやっている人。個人でやっているときに、それが職業分類上どうなるかということでございますが、職業分類の一般原則の中に、「自

己所有の株券などの売買差益による収入」というところは、これを報酬とみなさないということにしておりますので、個人でやっているようなデイトレーダーというのは、職業分類上では、職業をしていないという形になるということでございます。

Q6として、「製造技術者のうち開発以外の業務に従事するものと生産工程作業者の区別は何か。」ということがありますが、「開発以外の業務」を行っている製造技術者というものは、工程設計とか工程管理・品質管理とか、場合によって指導を行うと。

一方、生産工程作業者のところに分類される方は、生産設備の操作・監視、あるいは旋盤工とか金属加工のように、手作業による製造に携わっている人が、分類されるということでございます。

これは今回、直接関係ありませんけれども、出稼ぎの人をどういうふうにしたらいいかということですが、特に農業をやっていて冬場に東京などに出稼ぎする人ということで、年間を通じて就業期間の長い方で格付けをするということにするということでございます。

私の方からは、以上です。

大守部会長 どうも、御丁寧な説明をありがとうございました。

この議題に関して、総務省と経産省から席上配布の意見が提出されております。意見のそれぞれの御説明を簡単にお願ひできますでしょうか。

総務省さんからいかがでしょうか。

総務省統計局 本日村田が出張のため欠席でございますので、私が代理で発言させていただきます。

意見は、項目名の変更の提案です。現在小分類 072「電気・電子技術者（開発）」に「電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）」を加えて、正式名称を変えていただきたいという提案です。

それに伴いまして、082も「電気・電子技術者、電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）」としていただきたいという提案です。

理由といたしまして一つ目はこの分類は旧小分類 034「電気技術者」と 035「電気通信技術者」を統合したものですけれども、ここには「電気通信技術者」の名称が入っておりません。一目で「電気・電子技術者」の項目の中に、この「電気通信技術者」が入っていないということになりますと、統計利用者の利便性に支障を生じる可能性があると考えています。

二つ目の理由といたしましては、「電気・電子技術者」の持つスキルというものは、「電気通信技術者」が持つスキルとは異なっております。「電気技術者」は、電気回路技術のスキルによりまして、電気機器の開発を行うものです。また「電子技術者」は、主に電子材料、半導体などを扱うスキルを持つ者です。

一方、「電気通信技術者」というのは、通信技術やデータ処理技術等のスキルによりまして、通信機器の開発等を行うものです。

このため、スキルを持つ技術者の名称を明示する観点からも、項目名の中に「電気通信技術者」という名称として、きちんと表記していただきたいと思います。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。それでは、議論はまた後にすることにしまして、席上配布資料の につきまして、経済産業省の方からお願いします。

経済産業省調査統計部 経済産業省でございますけれども、席上配布資料 につきまして、御意見を提出したいと思っております。

ここに書いてございますように、中分類「情報処理・通信技術者」のうち小分類の一部について、新設、特掲をお願いしたいという御要望でございます。

先ほど来、事務局の方からも御説明がございましたように、現行の情報処理技術者のところにつきましては、二つの小分類から構成されているところを、現下の高度化、専門化を深めているという情報処理技術者の現状を反映するような観点で、小分類を今の改定素案では、幾つかの細分、特掲をさせていただいたところでございます。

御案内のとおり、ここにも理由として書いてございますように、経済産業省においては、この分野の人材育成というのは、一つの大きな施策の柱になってございますので、IT人材のスキル基準の整備等々、この間進めてきているところでございまして、こういった実態に基づく基準との関係で、改めて改定素案について関係業界に照会したところ、今回、意見出しをさせていただいている点につきまして、更なる細分化というところについて、要請がございましたので、改めてお願いをしているところでございます。

具体的に改定の小分類 102 の「システム設計者」に包含されます「情報処理プロジェクトマネジャー」についてでございますけれども、このプロジェクトマネジャーについて、プロジェクトの提案、立ち上げ、計画、策定、実行、監視、コントロール、終結という全プロセスのプロジェクト全体の責任者たる職種、役割を担う者でございますけれども、こういったものが確立してございますプロジェクトマネジャーにつきまして、これは広い意味での「システム設計者」の中に、現在は入っているわけでございますけれども、職種として、明確にこれは独立しているということでございますので、当該スキルを持つ技術者の名称を、明確に区分をした上で、統計調査の表章等に対応していくことが、より望ましいというふうに考えてございますので、この「システム設計者」の中からプロジェクトマネジャーについて特掲細分をお願いしたい。

ちなみに、このプロジェクトマネジャーという職種につきまして、国家資格の情報処理技術者試験という関係の機構で実施しているところでございますけれども、1994 年から当該職種を創設して、試験の職種として創設して、これまで 20 万人ほど受験をして、1 万人ほどの合格者数がおられます。

ここ数年、特にこの職種の受験者数増というのが顕著でございますので、大手の企業を中心に、数千人の従事者があるというふうに見込んでございますので、ここにつきまして、小分類として特掲を是非お願いしたいというところでございます。

大守部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、総務省、経産省から御説明をいただいたわけですが、御意見、御質問がございましたら、どなたでも御自由に、どんな点からでも結構ですので、お願いいたします。

野村委員 最初の中分類 05 という「研究者」の部分ですが、これはまさに書かれているように

国際標準職業分類との場合でいったときに、国際比較がより難しくなると思います。アメリカとかカナダも比較的細かく分かれていると思うんですが、ここで指摘されているように、学際的な部分が多くなってきた、ということ自体が削除の理由になるのか疑問です。

学際的なものが出てきたときには、二つの対応がある。一つには、分類を変えないで、適用としてどちらに適用するか、これは一般原則に考えていることですが、そういう対応の仕方が一つ。

もう一つは、分類そのものを変えていこうという形のものですが、分類を変えるときには、集計をしてしまうのではなくて、そういう学際的な分類を創設してあげようということが、一つの対応だと思います。

現実的にその分野、例えば自然科学とか人文科学とかその分野で学際的でない人もいらっしゃるわけです。学際的に属さないようなものも姿として残っているのは当然ですので、それを改めて集計する必要はないのかと思います。分類としまして、かなり強い仮定になっている。

今、5だけ取り上げたのですけれども、05番目と07番目、08番目という製造技術者の開発とかとのバランスも非常に中分類なりで悪くなっていくのかという感じもしますので、研究者の部分は見直されたらどうかと思います。

ちなみに、研究者人材データベースでもちょっと見てみたのですが、新たに複合新領域とか総合領域とかそういうような分類が学際性を反映してつくられていました。研究者はその分類を使っていると思いますが、職業分類で集計する必要はないと思いますが、この部分はいかがでしょうか。

大守部会長 ありがとうございます。

先に、御意見とか御質問を集めて、それから事務局に一括して答えてもらおうかと思います。他にいかがですか。

舟岡委員 席上配布資料の1のQ3ですが、「研究者」「技術者」、「研究者」「教員」、「研究者」「医師」、「医師」「教員」これらの区分の整理について、分類の基本的な考え方として、どの仕事にどれだけ長く従事しているかが適用されて、基本的に研究員であったり教員であったり、あるいは研究者であったり技術者であるという、そういう分類がなされるのではないのでしょうか。

大守部会長 事務局よろしいですか。今の質問の趣旨はおわかりになりますか。

事務局（曾田統計審査官） はい、趣旨は。

大守部会長 他にいかがですか。

ちょっと私から細かいことも含めて4～5点あります。

一つは鉱業の扱いですけれども、新しい分類を見ると、完全に消えてしまっていて、あるいは「その他の技術者」というところに入るのかもしれませんが、そうだとすると、この新旧対応表というのがちょっと変な感じです。

鉱業の技術者というのがほとんどいないかということ、私はそうでもないと思います。資源探査の専門化は、どこに入るのでしょうか。日本での鉱業というのは、砂利ぐらいしか残っていないかもしれませんが、国際的に活動している企業もかなりありますので、日本で働いている方で鉱業技術を専門にしている方もいると思いますので、もれなく体系をつくり上げるという観点からは、再考

の余地があるのではないかというふうに思います。

第2点は資格との関係で、今議論になりましたように、情報処理関係での国家資格はあるわけですが、先ほどの事務局の御説明ですと、保健衛生関係について、確か、他に分類されない保健医療従事者というのは、資格を持っている人に限るという整理をされたと思うんですが、このように公的資格を持っている人に限るのか、限らないかというあたりは、やはり何らかの統一的な基準が必要ではないかなと思うわけです。

一つの基準は、資格を持っていないと、それをやっているということが名乗れないものについては、狭く限定的にとらえると。例えば職業紹介なんかでも、そういうことだろうと思うわけです。無資格者がやってはいけないということです。

しかし無資格者でもそれをやっているとな乗る。情報処理などもそうだと思いますけれども、そういうことができるものについては、資格を持っていることを要件としないといったような、例外はあってもいいんですけど、何らかの資格との対応関係を整理する必要があるのではないかというふうに思います。

それから、3点目は細かい話ですけども、先ほど曾田さんがおっしゃったアシスタント等の話で、労務作業者については、そうだと思うのですが、看護とか歯科助手については、本務とは区分するのだということになっているわけで、やはりこれも統一的な整理が必要であって、一般的にアシスタントは、本務者と同一の大分類に分類するというふうに整理をしてしまうと、ちょっと行き過ぎになるのではないかな。そんなふうに思います。

それから、後で総論のときに議論をすればいいかと思うのですが、たまたま御説明があったのでちょっと申し上げますと、出稼ぎについて、下の方に年間を通じて就業期間の長い方に格付けをするのだという議論がありますが、これに限らず、今回の職業分類というのは、正規か非正規かと、あるいはどのくらい長くやっているかということではなくて、仕事の中身によって区分するという整理をしているわけです。

そうすると、当然ながら、ではいつの仕事の中身なのかということについて、明示的に定義をする必要がやはりあるのだろうと思います。そうすると、1年間を見ないとわからないのか。あるいは最近始めたばかりでもいいのかというようなことを、やはり総則のところ、何か明示的に考えておく必要があるのではないかな。そんなふうに思います。

それから、これも一委員としての意見ですが、総務省からの御説明の趣旨は、説得的だと思いますが、ただ、句読点で二つのものをつなぐというのは、多分他に余り例がなくて、読んでいる場合にも読みにくいのではないかなというふうな気もします。

例えば「電気・電子」。電気と電子の間には・があるわけですが、もう一個・をつけて、「電気・電子・電子通信技術者」ではいけないのかどうかといったあたりのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

経産省さんから出された御意見も、趣旨としてはよくわかりますが、これは順番がこれでいいのかなという気がしております。102の中でかなり包括性の高い、あるいは専門性の高いものを独立させるというご提案ですから、102の後の103ではなくて、起こすとすると、むしろ102をプロ

ジェクトマネジャーにするのかなという気もします。

そうするとついでに従前からある 101 というのが、システムコンサルタントというのは、この場所でいいかどうかというあたりも、ちょっと気になりました。その辺の御意見も、併せて伺えればというふうに思いました。

以上です。

他にいかがでしょうか。どうぞ、原さん。

原専門委員 二つあります。まず、研究者について、野村委員と全く同意見で、分類を統合するほどのものなのかというふうに思います。

確かに、学際的にはなっておりますが、自然科学系と人文社会科学系、それをまとめるようなものがどれだけ大多数の部分で起こっているのかということ、ちょっと思いました。

あと、もう 1 点は、「金融保険専門職業従事者」というのを、小分類の中で新たにつくられているわけですが、中分類の「経営金融保険専門職業従事者」の中に分類される小分類、このものと当てはまりが悪いのかなと思ひまして、これだけを中分類として別にできないのかなと思ひました。

というのは、ほかの部分、181、182、183 などは、他人の求めに応じてであったり、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、恐らく代理性の高い仕事かなというふうに思ったのですが、184 の「金融保険専門職業従事者」というのは、金融機関等において、恐らく金融機関等のために、もろもろのこうした作業をする、仕事に従事することかなと思ひましたので、ちょっと当てはまりが悪いのかな。

その操作として、189 にその他の例示が挙がっているのですが、「金融保険専門職業従事者」を加える前の例示と変わっていない。新しい案の 189 と現行分類の 149 との間で変わっていないので、そういったところからもそういうことが見受けられるのかなというふうに思ひました。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

どうぞ、西澤委員。

西澤専門委員 幾つかあるので順番に申し上げたいと思います。

まず初めに第 1 点は新しい中分類 07、08 の「製造技術者」の項目ですけれど、この中で機械の製造技術者は、どこに該当するのかというのは、すぐわかるんですが、ただ、その機械を構成している部品の製造技術者はどこかということを見ると、現在の 07、08 の各小分類の定義は非常にわかりにくくて、072 の電気・電子の技術者の中には、部品の開発設計も含まれますということが書かれています。ですから、電気・電子の開発をする部品の設計者はここに入るんですけども、電気・電子の技術者であって、かつ開発以外の仕事に従事している人は、082 に該当していいはずですけども、082 には部品のことが何も書いていないので、電気・電子の開発以外の部品の技術者は、どこに入るのかがよくわからない。

それから機械には全く部品の技術者のことが書いていないので、どこに入るのか、これは全くわからないような状況です。例えば機械でも特定の機械部品をつくっているような技術者は、その機械に入れてもいいのかもしれませんが、例えば汎用的な機械部品、例えばどんなものがある

でしょうか。例えばボールベアリングのようなさまざまな機械に用いられている部品を設計したり、あるいは生産技術を応用して開発したりする人たちはどこに入るのか。

つまり汎用的な機械部品の技術者の項目がよくわからないという、技術者全体の中で、部品の技術者の位置付けが、この分類表からは読み取れないというのが第1点。

それから第2点は、経済産業省からの意見ですけれども、システム設計者とそれからプロジェクトマネジャーは仕事の違いから区分してくださいという話ですけれども、よくあることですが、試験の範囲と実際にやっている人の仕事の範囲というのは、往々にして違ふことがよくあります。

ですから試験の範囲でプロジェクトマネジャーの範囲はここまでですと言っても、実際のプロジェクトマネジャーがそれ以外のこと、例えば設計にも少し関わっているというようなことがあるかもしれません。

そうしますとシステム設計者とプロジェクトマネジャーは、本当に実態上の仕事の部分で重複がないかどうか。重複がなかったら、これは項目として挙げてもいいのかなと思います。

ただ、重複がある場合には、それはよく考えなければいけないかと思います。

それから第3点目は、社会福祉の仕事なんですけれども、162 に社会福祉の指導専門委員というのがあります。ここの職業例示を見ると、施設長が挙がってしまっていて、社会福祉の施設の長、管理者は、なぜ一般従事者と同じ項目の中に入らなければならないのか。施設長であったら、当然管理職大分類Aの方に分類されて当然だと思いますけれども、施設長をわざわざ一般従事者と同じ項目に位置付ける、その理由がよくわからないので、事務局に教えていただきたいと思います。

それから最後の点、これも小さな点なんですけれども、243 カウンセラーです。今回の改定で現行では職業と教育のカウンセラーだけという、範囲が割と限定されていたわけですが、新しい分類案では、医療福祉は除きますけれども、それ以外のカウンセラーがここに入ってしまうので、そうしますと、この定義ですと、少し自称カウンセラーの人のような方がここに含まれてきてしまう。つまり専門性の有無を問わず、カウンセラーを自称するような人はここに含まれやすいか。例えばどういうことが挙げられるかというと、統計センターの職業分類索引を見ますと、結婚相談員なんていう職業名があります。結婚相談員の分類上の位置付けは、サービスのところになっています。

ただ結婚相談員も仕事内容を考えてみますと、個人の問題に対して助言をしていく、あるいは支援をするわけですから、このカウンセラーの項目に引きずられて入ってきてしまう可能性があります。

そうしますとカウンセラーのこの項目というのは、しり抜けではなくて、もう少し専門性を持ったカウンセラーのみ位置付けられるように、もう少し定義上、何らかの工夫が必要ではないかと思っています。

以上です。

大守部会長 どうもありがとうございました。

岡本委員、何かありますか。

岡本専門委員 新しい案を作成するのに関わっていましたので、そんなにたくさんはないのですが、今のカウンセラーですが、確かに自称カウンセラーはたくさんおりますので、ある程度の制限をつけることが望ましいのではないかと思います。それから、単に個人の抱える問題を把握して助言云々をするのではなく、専門的知識、スキルを持ってという文言をどこかに加えるということが必要なのではないかと。

職業教育だけに限定してきたわけですが、それ以外のところで増えているわけですから、それが把握できた方がいいので、範囲を広げることには賛成しますが、何らかの質を保証するような工夫が必要かなんというふうに思います。

それから、プロジェクトマネジャーですが、プロジェクトマネジャーはほかの分野でも、さまざまなプロジェクトに関して存在すると思われれます。例えば土木の領域で何か大きなプロジェクトがあってそれを管理するというような仕事。それはダムを造る仕事そのものとは、少し違ったスキルや知識を必要とするということは理解できますが、それをどこへ入れればいいのか。

土木工事のプロジェクトマネジャーは、土木技術者に入れるというようなことであれば、特に分離する必要があるのかというようなことで、少しほかの領域のプロジェクトマネジャーを、併せて考えるということが必要かと思えます。

それから研究者ですが、研究者を一本化する。日本の場合、純文系の研究者が大学以外のところにはほとんどいない。非常に数が少ないので、分けておいた方が望ましいんだけど、分けるほどの数が純文系では出てないという感じもいたしまして、本来なら分けておいた方がいいのだと思いますが、統合してしまってもいいのかなという感じを持っています。

とりあえず以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

事務局とそれから両省の回答を伺う前に、新しく他の方から出されたことについて、御意見がある方いらっしゃいますか。

私は皆様の御意見を聞いていて、二つか三つほど気がついたことがあります。

一つは、カウンセラーというのは、確かにそのとおりで相当幅広いものが入ってきてしまう可能性がある。例えば個人の資産運用のコンサルティングをしていますとか、あるいは最近消費者庁というのができることになりましたけれども、消費者相談員とか、一体どこまでをカウンセラーと呼ぶのか。それからそれと関連して、評論家という肩書きを名乗っていらっしゃる方も少なからずおられるわけです。そういう人たちはどこに入ってくるのかというようなことも、ちょっと考えておく必要があるかなというふうに思います。

それから、研究者の分類については、私はあえて統合する必要はないのではないかなと思います。複合領域みたいなものについては、新しく設定するなどすればいいのではないかなというふうに思います。

ほかにいかがですか。

原専門委員 どなたかがおっしゃったことの繰り返になってしまうかもしれないのですが、製造技術者の「開発」と「開発を除く」ところの食品とか電気・電子の分類と、大分類Hの生産工程作

業者のときの分類とが整合性がとれていないことが、やはりちょっと気持ち悪く感じています。

大分類Hの生産工程作業者のとき、こうした分類にした理由として、産業分類との独立、職業分類を産業分類との独立を図るということで、かなり御苦労をされてこうした分類をつくられたというふうに伺ったわけですが、そうして御苦労したにもかかわらず、同じ製造業の中でも役割が違う。

ただ、その分類を見るときに、どうしてそこの整合性を図らないのかということに、ちょっと気持ち悪さ、別の分類のところ似たような業種のことが入っているのに、全くそれが同じではないということに、ちょっと気持ち悪さを感じたもので、どういった御意図があるのかということ、御説明いただければと思いました。

大守部会長 ちょっといまひとつ私にはポイントがよく理解できなかったのですが、もうちょっと具体的に言っていただけますか。

原専門委員 基本資料の5の20ページ以降に大分類「H-生産工程作業者」についてあります。非常に丁寧に、例えば化学、窯業・土石、食料品、飲料、たばこに分けているものと、余り整合性をとっていないような気がしたのが、ちょっと気になりました。

もしそれが私の誤解であれば、その点をまた御指摘いただければと思います。

大守部会長 わかりました。それでは事務局、その後で、総務省、経済省の順でお願いいたします。

事務局（曾田統計審査官） 研究者についてですが、基本資料の1というところを見ていただきますと、平成7年ですけれど、国勢調査のときの小分類で自然科学研究者が18万7,000人で人文・社会の方が8,300人ということで、ほとんど95%が理科系になっているということ。

舟岡委員から御質問があったところなんですが、大学の先生は、大体教員の方に格付けをしてしまうので、専門家の方といったときに、どこまでこれを反映しているのかなというのもあるって、余りそこを細かくやってもしょうがないかなというところが、一つございます。圧倒的にほとんど95%理科系の方になっているというので、今回入れてもいいのではないかとということで提案をいただいたところです。ちょっと御議論をいただければよろしいかと思います。

舟岡委員 量的な面でもそうだと思いますが、国際分類だと統計学の研究者がちゃんと職業分類されているのですが、統計学の研究者は、もし二つに分けるとすると、どちらに入るのか。心理学とか情報学とか区分が非常に微妙な分野が出てきて、もしそれらを、例えば人文・社会科学から引っぱがしていきまると、人文・社会科学の研究者数は数少なくなってしまう。分類されている方が使いやすいだろうとは思いますが、そういう問題があるということです。

だから、細分類レベルで主な科学技術分野の研究者について特掲して、その他については、全部一括してしまうという手もあるのかもしれませんが。

大守部会長 事務局にまだたくさんあったと思いますが、続いてお願いできますか。

事務局 では、順不同になるかもしれませんが、お答えいたします。

まず、マイニングを外した理由でございますが、この原案をつくっております検討の過程で、やはり我が国におけるマイニングに従事している人というのが、大分少ないのではないかとというような御意見がありまして、その他というバスケット項目の方に入れるようにしてございます。

それから、資格に関する基準で公的、民間、両方資格はございますが、どういうふうに資格というものをとらえるのかということですが、資格の有無を分類の基準にした場合は、公的な資格というふうに考えてございます。

それから、アシスタント的な職業でございますが、これも先ほどの資格と関わりますけれども、看護助手とか歯科助手の位置付けというのは、アシストされる側の方が資格のある方で、それに対して看護助手や歯科助手は資格を必要としないということで、分離したということでございます。

ちょっと順番が前後しますけれども、原委員の御質問で、金融工学のようなものを中分類として設定しないのかということですが、当初それも検討いたしました。ただ、そういうことをやっておられる方というのは、主に大都市のみに集中しているであろうとも考えられます。うまく実際の量のエスティメートができなかったため、中分類を立てるほどの量がいるというふうに確認することができませんので、小分類の一つとして、あえて似たようなところに合体をさせたということでございます。

大守部会長 それでは、経済産業省、総務省の順にお願いします。

経済産業省調査統計部 幾つか御質問というか御意見をいただいたところでございますけれども、まず部会長の方から配列についてどうかということですが、席上配布資料にもございますが、「共通キャリア・スキルフレームワーク」という当省の方で定めておりますスキルのレベルに沿った職種の整理の順番に基づいて、今回、案として御提案させていただいているところでございますので、この配列でそのスキルレベル順ということで、問題ないのではないかとこのように思っております。

それから、岡本先生の方からの試験調査の範囲と実際の企業での対応ということについては、必ずしもきれいな整理ができていないわけではないので、実態上の重複等があるのではないかとこのようにお話がございましたけれども、大企業のところで明確に区分をされているところは、承知をしているところでございまして、中小企業等々については、1人の方がいろんな対応をしているというようなことについても、全くないということではないというふうには聞いてございます。

昨今、企業向けに実施したアンケート調査、これは独法で情報処理推進機構という、私どもの関係の独法がございまして、こちらが企業に実施をした調査結果によりまして、特に大企業を中心としたしまして、いわゆるシステム設計者とプロジェクトマネジャーについては、明確に区分をして両方の職種の従業者がそれぞれ何百人とか何十人おりますということでの回答を、きちんといただいているという結果を承知してございますので、特に大きいところを中心に、実態として明確に区分がなされているというふうに、実態を把握しているところでございます。

それから、プロジェクトマネジャーということになると、他の土木等の分野でもというようなことの御指摘もございましたけれども、ITのプロジェクトマネジャーにつきましては、単純なIT分野に限らず、サービスを提供するためには、もっと広範囲に、分野、業種を理解する能力を含めまして、こういった職種を位置付けているわけでございますので、狭い範囲というと、適切ではないかもしれませんが、例えば土木専用のプロジェクトマネジャーとは異なりまして、より高

度な職種であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

大守部会長 ありがとうございます。総務省はいかがですか。

総務省統計局 先ほどは、カンマ、句読点でつなげるとやりにくいのでという御意見をいただきました。こちらといたしましては、中点で構いません。その場合は「電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）」というふうになると思います。よろしいでしょうか。

大守部会長 ありがとうございます。

事務局（曾田統計審査官） 順不同で申しわけありません。

舟岡委員の方からどの仕事にどれだけ広く従事しているかどうかの考え方の適用について、特に「教員」と「研究者」の場合、日本標準職業分類の大学教員のところの説明のところ、大学付属の病院研究所などの付属施設において、専ら教育以外の仕事に従事する者は含まれないというふうになっておりますので、専ら研究の方を行っていけば研究者ですが、従事している長さが長いからではなくて、教育の方に入れるのがまず優先的というふうになりますので、「教員」の方がまずいっぱいついてしまうので、その反動もあって「研究者」はかなり減るとというのが、集計上出てくるんだらうと思います。

大守部会長 ありがとうございます。

ただ、それも含めて職業分類の方でどう考えるかという議論をし得るのではないのでしょうか。

ちょっと途中でざっと整理しますと、まだ余り議論が詰まっていけないのは、ほかにもいろいろ御意見をいただいた方が残っているのがあるかもしれませんが、資格について、今、事務局の御説明ですと公的資格のあるものは限定的にとらえるとおっしゃったのですが、そういう整理でよいかということです。

例えば栄養士というのは、私の記憶では公的資格があったと思いますけれども、どうするかとか。それからソフトウェアの情報処理技術者も公的資格はあるわけですが、限定的にとらえていないわけです。やはり何らかの基準で整理することが、必要なのではないかと思います。

それから、カウンセラーについて、これも重要な問題提起だと思います。事務局からまだお答えをいただいているのではないかと思います。

原委員の御指摘の一つ、生産技術者との分類の対応関係についても、事務局からお答えをいただきたいと思いますが。

事務局（曾田統計審査官） 原委員の方からのHとBですが、対応がついていないというのは、ちょっとわからないのですが、Hの方では、いろんな工程別にした後で小分類のところ、産業的なもので分けていたと思います。

今回の専門的な方につきましても、製造業、開発で中分類を立てまして、その下のところに、電気・電子であるとか、機械とか自動車とか金属とか化学とか、そのすべての作業を網羅していないというところはあるかと思いますが、構造上、中分類のところ、生産工程みみたいな、横断的なもので区切って、その下のところに産業的なものを入れたということでは、アナロジーはあるかと思えます。

従来、H、Bどちらも産業的なものは、中分類の方に来ていたのを、産業的な要素を小分類の方に落として、中分類のところまで過程別みたいなものに入れてございます。

原専門委員 ありがとうございます。

事務局（曾田統計審査官） それから、カウンセラーについては、内容例示と関係するので、検討させていただきたいと思います。

それから社会福祉の施設長というのは、主に管理だけをやっているというより、実際に現場の仕事に近いところをやっている例が多いということで、現場の人間がやる方に確か分類しているということだと思います。

とりあえず、資格の方は整理していただいた問題がいろいろとあるので、宿題にさせていただきたいと思います。

大守部会長 ほかにありますか。

時間の関係もあるので、暫定的な整理をして、次に進みたいと思います。

研究者については、意見が分かれている部分もまだあるようですから、事務局に、分けるとしたら従来のとおりというわけにはいかないと思うので、分けるとしたらどういうことが考えられるかという案も考えていただいた上で、議論をするということはどうでしょうか。

鉱業については、バスケット項目の方で拾っているということがわかるように、整理をする。

資格については、事務局に検討していただくということです。

アシスタントについては、これは整理の仕方の問題ですから、今の資格ともちょっと絡むわけですが、誤解を招かない形で整理をする。

金融保険の専門については、中分類化してはどうかという御意見で、私もそうかと思うのですが、ちょっと量がわからないということもあって、何か新しい情報があれば、また原委員に出していただくことにしてはどうかと思います。

プロジェクトマネジャーについては、ほかの産業についても、少し幅広く見た上で、取扱いの案を、これも事務局で考えていただく。

カウンセラー、評論家的なものについても、検討していただく。

とりあえず、当面の対応としては、それでよろしいでしょうか。

野村委員 ちょっと1点。

統計基準との考え方なんですけど、例えば国勢調査で人数がある程度の一定人数よりも少なかったことによって、分類として集計しましょうという発想は、統計に対する適用という意味では勿論あり得ると思いますが、我々は今、統計基準部会の中で、職業分類の一般原則の中にそういう数量的な基準は入れていないわけなんです。我々自身は。

舟岡委員 いや、入れています。

野村委員 社会的に、すでに確立しているものに対してですか。

舟岡委員 基準そのものとして、分類の原則に入っている。

野村委員 一般原則には、社会的にどの程度の一つの仕事として確立しているかということは考慮したという、その付随的なコメントはあるんですけど、それがどのくらいの規模であるかという数

量基準はないと思います。

人数が大きくなってきたところに対して、検討上では何か焦点を当てるべきポイントがあるというのは、それはそうだと思うのですが、少なくなったものを、それを根拠になくすという発想というのは、基準としてはどうなのでしょう。

それは同じようなことは、農林水産技術者もそうなのですが、先ほどの鉱業と同じでしょうけれど、畜産、林業、水産は、小分類の中でわざわざ集計してしまうとの現行案です。それは人数が少なくなってきたからだという根拠というのはいかがなものかということも、是非、検討していただければと思います。

大守部会長 これはどうでしょうか。今の総則に、数字的なものは入っていないと思うのですが、そういう考え方を採るかどうかという原則の問題について、1～2分、ほかの委員のお考えも聞きたいと思います。

つまり人数がかなり少なくなってきたと思われるものは、統合すべきか。あるいは従来一つだったものが、相当人数的に増えてきたものは幾つかに分けて、中身がわかるようにすべきだといったようなことを、職業分類作成のときの、一つの考え方とすべきかどうか。

舟岡委員 これについては何も職業分類に限らず、すべてのどの分類でもそうであって、例えば産業分類で各国ごとに分類が、なぜ違うか。その大きな理由は、産業構造がそれぞれの国で違って、例えば漁業がないところでは、その国の産業分類の中で水産業の分類は、立っていないわけです。

職業分類について言いますと、かつて我が国では、和傘等をつくる職業についても、小分類で確が設けられていたと思いますが、何回か前の改定で、その職業に従事している人が非常に少ないということで、バスケット項目の中に移行した。

量的な基準というのは、分類において、分類によって統計結果を見やすくするための一つの工夫でもあって、現行では、基本資料4の量的基準を、当然のことながら、分類項目の設定においては考えてきています。一般原則の中にも、2ページ目の「第2項 分類の適用の基準」の一番最後に、「なお、分類項目の設定に当たっては、その仕事に従事する人数等により個人が行っている仕事が社会的にどの程度一つの仕事の種類として確立しているかも考慮した。」今までずっと、どの分類でもこの考え方を踏襲しているわけですし、存在しないあるいは僅少の職業を立てても仕方がない。当然、国際分類にはなくても、我が国でそういう仕事が確立していれば、当然分類として起こす。

大守部会長 ありがとうございます。ほかの先生方は、特にこの点で御意見はありますか。

野村委員、いかがですか。

野村委員 勿論ないものを立てろとは言っていないのですが、私はこの基本資料4を拝見していませんでしたが、一般原則に、量的な基準を適用すると書いてあるわけではないですね。

舟岡委員 これは量的基準です。

野村委員 であるならば、はっきり量的基準を一般原則の中に書けばいいじゃないですか。

大守部会長 さっきの基本資料4の裏側ですね。新設廃止といったような項目の目途があります

が。さっきの研究者の区分は、これに当てはめるとどうということになりますか。

事務局（曾田統計審査官） 平成7年だと、まだ量的にはある。1,337人。

事務局 研究者を統合したのは、数が少ないからというよりは、最初に御説明をしました、文系と理系をうまく切り分けられないケースがあるというのと、あと大学の先生を除きますと、ほとんどが理系の方だという事情であります。

大守部会長 逆にこれを拝見しますと、今さっき御説明いただいた数字がわからなくなってしまうのですが、むしろ理系の方の研究者に、小分類を新設すべきであると。そういうふうにも解釈できると思うのですが、その点も含めて、この基準と、必ずしも整合していないように思うんですが、御検討いただければと思います。

事務局（曾田統計審査官） ちょっと整理させていただきます。

大守部会長 それでは、時間の関係もあるので、先に進みたいと思います。

次は「大分類K - 労務作業員について」でございます。

事務局から、今回案の考え方、主な改定ポイントや論点などについて御説明をお願いします。

事務局（曾田統計審査官） お配りしています資料2をご覧くださいと思います。

最初にILOの分類の言及が若干ありますが、ILOとの比較で言いますと、青いファイルの基本資料10、一番最後のところ、基本資料11の前のところがございます。このところに若干比較みたいなものがあります。

資料2の方を中心に説明をさせていただきますが、大分類の考え方で、ILOのISCO、特に「9 Elementary Occupations」というのは、日本の分類と比べて、例えば農林業関連作業員とか工業建設業とか製造業とか補助的な職業が入っているケースがある。ただ日本の場合には、補助的なことと本務をやっているところの区別というのが、スキルの観点もあるかと思いますが、なかなか区別が難しいということから、このKの労務作業員のところについては、全部の産業の補助的とか一般に考えられる労務的なものを入れたというよりは、もうちょっと限定してつくっているということが最初のところに書いています。

それから、二つ目の黒ポツのところ、ILOの分類では露天販売とかそういうのもあるんですが、対面販売の仕事をしているというところ、完全に単純な作業ではないということもあって、日本の方では大分類Dの販売に入れるということです。

そういうことから考えて日本の方のKの労務作業員のところは、ここに書いてありますように、運搬労務とか清掃作業とか、そういったところに限定した形で分類を構成しているというところがございます。

この大分類Kの労務作業員の設定に当たっては、資料2の1ページ目の真ん中あたりで、～とありますが、肉体労働的なところ、それから余り事前の資格が要らないというところ、それから全体的には職業、人生ということでもいいですが、キャリア・パスの始点と位置付けられるような感じでもなくて、スキルの上に上がるとかそういう形、長く職にいて、それが上昇していくとか、そういう観点ではないこと。

あと余り長期間の就労は期待されていないようなこと。

そういったことから判断して、このKというものを一応このところでは創設しているということでございます。

検討過程における主な意見ということで、1ページの3以降のところ、幾つか出ておりますけれども、幾つかあった中では、派遣労働者やパートタイマーみたいな非正規雇用者は、こういった単純作業従事者になるところが多いのではないかと。そういったところからつくってはどうかというような御意見も出たということでございますが、今回、職業というのを正規社員の位置付けということから、若干、時間的なものを外しているということもありますので、そのところに非正規のものが入るとか、そういう形にはなっていないというふうに考えております。

それから意見としては、この二つ目の のように、農業などの場合、収穫時期に集中して来るような方を、「農林漁業作業員」に分類するのは適当ではないのではないかと。ということ。

それから、ILOの分類では、農業とか漁業とかの熟練労働者と定型的作業員という簡単な作業を行う者。恐らく草刈りとかそういうものは、大分類を別々に分類しているけれども、簡単な作業の方は、ILOの分類ですと9番のところにするわけですけれども、これは、途上国などの場合によっては必要な分類ではないか。日本でこういったところを区分するのは、非常に難しいのではないかと。ということ。

それから、出てきた意見としては、非常にスキルがある人と、そうでない単純な労務というのを同じところに入れると、賃金なんかでもミックスされたものになるのではないかと。そういう御意見もあつたりとか。

ILOの方の分類が、必ずしも定型的作業でないような経験、技術を有する仕事でもあるのではないかと、そういったこと。

あと、実際の統計調査では、補助者であるとかそういうところは、記入上もなかなか難しいのではないかと。といったところ。

そのような意見が、議論の過程では出てきているということでございます。

日本の場合では、基本資料の8の3ページ目をご覧くださいと、従来、大分類I-3の中で「労務作業員」というのがあって、そのところでは、今回、大分類のKに来たのは、「運搬労務作業員」というものだけなんですけど、今回は「清掃作業員」というものも中分類に入れてございますが、これは従来の「その他の労務作業員」というところを、少し分離させるということと、若干内容的にもほかの部分を集めて創設しているということでございます。

簡単ですけれども、以上です。

大守部会長 ありがとうございます。それでは、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

西澤専門委員 よろしいですか。大分類Kの職業定義を見ますと、「労務的作業に従事する者をいう」と。ただこれだけで、労務的作業と、非常に抽象的な表現になっていますけれども、具体的に大分類Kに設定されている小分類を見ますと、これらの仕事の中で機械化がかなり進んでいるような仕事もあります。

それから、運転の仕事がかなり大幅に取り入れられている仕事もあります。

そうしますと、機械や運転の仕事に従事している者と、それから肉体的な負荷を伴うような作業に従事している者。極端に分ければそういう二つの仕事に分けられるわけです。

それで機械や運転の仕事に従事している者は、これは大分類Kではなくて、大分類I - 輸送・定置・建設機械の運転作業の方に分類されると思いますので、そのところが定義上、明示されていないと、この分類を使うものが、例えば倉庫作業をフォークリフトを使ってやる者が、これが704の倉庫作業員なのか、あるいは大分類Iの方のフォークリフトの運転者なのか、その区分別が明確ではない。

それから、港湾労働も全く同じです。コンテナ船からコンテナを積み降ろしたり積み込んだりする仕事、クレーンやデリックや揚貨装置でやりますけれども、この運転を操作している者は、機械運転の操作員ですので、多分港湾労働者ではなくて、大分類Iの方に分類されるかと思えますけれども、その区分別が、つまり肉体的労働と機械運転の仕事の区分別というのが定義上されていないので、この改定案の定義の書きぶりですと、ちょっと利用者に誤解を招きかねないような表現になっているかと思えます。そこは少し工夫が必要かと思えます。

それからついでに、もうあと2点ほど申し上げますと、712のハウスクリーニングですけれども、ここは定義の中に「住宅の清掃」と書いてあります。これも定義の表現が非常に抽象的で、住宅の掃除、どこまでが掃除の範囲なのか。実態を見ますと、ハウスクリーニングの業者というのは、キッチンやトイレやお風呂場などの水回りが中心ですけれども、それ以外にも実態として、エアコンの室内機の清掃であるとか換気扇の清掃というものもやっているわけですので、住宅の掃除というこの定義ではなく、もう少し仕事内容が、定義を見てわかるように。例えば住宅内の水回りの清掃であるとか、電気機械の清掃を含むであるとか、このような具体的な表現にした方がいいのではないかというのが2点目。

それからもう1点は714の一般廃棄物処理事業者ですけれども、これは715に廃棄物処理が出てきますので、廃棄物処理と一般廃棄物が入ってきますと、これは産業分類をすぐ思い起こさせてしまいます。産業分類上では一般廃棄物、産業廃棄物という区分別で、一般的な理解がいつているかと思えますけれども、職業分類上、一般廃棄物といわれても、人によっては一般廃棄物といわれたら、ごみだけだと理解する人もいるだろうし。実際にはごみとし尿処理が含まれていますので。

それともう一つは、産業分類上は一般廃棄物というのは、浄化槽の清掃業も含まれていますけれども、ここでいう一般廃棄物の処理事業者の中には、浄化槽の清掃員は含まれておりませんので、産業分類から連想して職業分類の項目の内容を類推するとなると、ちょっと齟齬が起こる可能性があります。例えば712は×例示に浄化槽の清掃員を加えるか。あるいは714の項目名そのものを変えてしまって、ここはもうごみ処理とし尿処理だけですと、あるいはそれに代表されますので、ごみ・し尿処理事業者でもいいのではないかと思えます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか

私から個人の意見として一つ。この労務作業員というのは、かなり神経を使って書かなくてはいけないところだと思います。名称も含めて、これでいいかということ。

それから、資料2の考え方の整理の中で「多くの場合、長期間の就労が期待されていないこと。」とあります。発想はわかるんですけど、さっき申し上げたように、今回の標準職業分類というのは、どのくらい長く働いているかとか、そういうことは基本的に独立に、仕事に応じて分類するんだという発想をとっているわけですから、これはかえって誤解を招く可能性があるのではないかと。

それからもう一つは、先ほど申し上げた、いわば単純作業的なものをどういうふうに表現するかということは、かなり慎重にやらなくてはいけないという観点から見ても、ちょっとこういう表現は必要ないのではないかとというふうに、私は思います。

以上です。

ほかに皆さん、いかがですか。

では事務局から御回答といたしますか、お願いします。

事務局（曾田統計審査官） 西澤先生の方の定義の方ということですが、ちょっと次の第2ラウンドのときまでに検討させていただきたいということ。

内容例示の方についても、ちょっと見直しをさせていただくということで対応したいと思えます。

それから、大守部会長のも、やはり定義とかそういうことでよろしいですか。

大守部会長 ええ。長期間云々というのは、基準として、そもそもの今回の発想から見るとふさわしくないのではないかとということと、期待されているというように、評価のような話が入ってくるので、その意味でもふさわしくないのではないかとというふうに、私は思います。他にいかがですか。岡本委員。

岡本委員 714と715は、業者にとっては重要な区別ですけども、作業員、清掃員にとっては、一般廃棄物であろうと産業廃棄物であろうと、余り変わらないので、区分する必要はないのではないかと気がいたします。

それから座長の言う は、私も特にこの点は必要はないのではないかとというふうに考えます。

それから説明で定型的作業というものが何度か出てきていたと思いますが、定型的というのは、決まり切った仕事ということですが、文字どおりだと1、そちらの多くの仕事も定型的であるというふうに言えなくもないので、定型的がこのKの特徴というふうには、ちょっと言いにくいのではないかと。

やはりスキルが必要ないということが特徴ですから、それは大分類の方には「労務的作業」というのでそれが表現されているということなんでしょうけれども、その辺はマイナスイメージを連想させないようにということもありますから、なかなか難しいかもしれませんが、もう少し考える必要があるかと思えます。

以上です。

大守部会長 他にいかがですか。

舟岡委員 労務作業者という職業、名称で、どこかで無用な摩擦が生じないか。これは案を検討する中でも繰り返し出てきたことですが、これまで労務作業者は、分類名称として立てられていて、それをそのまま継続するというので、特段の軋轢は生じないだろうという判断をしたことと、労

務作業者という名称が、かなり一般的な名称でもあり、それによって作業の内容が、イメージしやすいという、そういう二つがありました。十分検討する必要はあると思います。

大守部会長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

従事者という言葉が、ほかの大分類にあります。作業員、従事者といったあたりについては、また後で議論をする機会があるかと思いますが、とりあえず今日の議論の暫定的なまとめとしては、やはり大分類の記述をもう少し具体的にする必要はあるのではないかと。

特に機械を使うIとの区分を含めて、名前の問題もさることながら、やはり概念設計をもう少し丁寧にすべきではないかと。

それから、小分類の幾つか具体的に御指摘があった点については、具体的な表現を書き込むことによって、あるいは例示を付け加えることによって、概念の明確化をしていく必要があると。そんなところかと思いますが、よろしいですか。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。一般原則についてということで、前回までの議論を踏まえて、事務局が資料をまたつくっていただいていますので、お願いいたします。

事務局（曾田統計審査官） 前回御議論いただいたのは、今回席上配布資料 というところで配っているものなのですが、少し議論をいただいたので、表現の方、席上配布資料の という暫定案と諮問案の比較表のところ、そこを中心にご覧いただければと思います。

前回、職業の定義のところ、ILOの分類、ILOの職業の定義などのように、日本語で言えば職業、職業は仕事の集まりとしてで、仕事を英語では task とか duty というふうにしていたのですが、その辺がいい日本語で何か考えるということがあったかと思いますが。

そこで、まずその点につきましては、「第1項 職業の定義」というふうに書いてあるところなんです。が、「職業分類にいう職業とは、個人が行う報酬を伴う仕事の、類似したものの集まりを言う。ここで言う仕事とは、1人の人間が遂行する、『ひとまとまりの作業』を言う。」

ここで、「ひとまとまり」とつけましたのは、一つの仕事があるんなパーツで、一番小さなパーツ、例えばものをつくる時につくるということで、つくるということに伴って、周りの清掃をするとか、そういう一番下のレベルのパーツの固まりと考えると、なかなか難しいので、例えばパン屋さんの業務を考えたとき、パンをつくるということと、パンを売るといふような二つの大きな仕事の固まりというふうに考えたらどうか。パンをつくるというところで、製造とそれに伴う清掃だったり、若干のほかの仕事も含まれてくる。

販売ということであれば、当然いろんなデータも集計しないといけないとか、そういった普通、事務従事者に該当するような作業も入ってくるけれども、そこは全体の主な作業に付随するものだというふうな形で「ひとまとまり」という表現を入れさせていただいて、「ひとまとまりの仕事」をいう。「ひとまとまりの仕事」が二つあったりということもあるということで、このところを表現しております。

それから、前回と比較してちょっと変えたのは、次のページの「分類の適用と基準」というところに関してです。ここで、「この職業分類は仕事を分類する。」前回の議論でも、人間を分類

するのではなくて仕事を分類すると。

「また、人に対して、その者の仕事を通じて適用し、職業別の統計を表章するために用いられるものである。また、次の諸点を基準とする、仕事の類似性に着目し、分類を構成し、それを体系的に配列したものである。」これは、後のネーミングのところとも関係するんですが、ネーミングの方は従事者という表現を、ある意味現状ということになりますが、それを使うということで、ただ、職業分類と仕事を分類するということとの関係もあるので、ここは「表章を行う観点から、従事者という表現を使用する。」ということで、お断りを入れるような形にさせていただきます。

この分類の基準、(1)～(7)は前回御議論というか、御指摘をいただいたところで、直しているというところでございます。

それから4ページのところで、「職業の決定方法(案)」というところですが、前回は余り議論をまだしていなかったのですが、6ページをご覧いただければと思います。職業の決定方法というのをツリーで整理してみました。

一つ目は、「1人が2つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する2つ以上の仕事に従事している場合」。全く違うことを別の場所でやっているときは、現状のものと、就業時間の長い方の仕事で選ぶか、それによりがたい場合には、収入の多い方の仕事をもって、その人の仕事として職業を決定する。

もう一つ書かれているのは、「1人が、1つの勤務先で異なる分類項目に該当する1つの仕事に従事している場合」。第一の基準として、一つの仕事の中のひとまとまりの作業というふうに、先ほど言いましたけれども、「最も就業時間が長い作業があるか？」あるとすれば、「その作業により職業を決定する。」

それがない場合、ということは、二つあって例えば同じぐらいの時間働いているだろうと。それが二つ以上の大分類にまたがるのか。またがるということであれば、今の一般原則では、「事前に設定した大分類の順位に従って決定する」という方法。

それが、大分類にまたがっていない場合は、ここのところは若干現行の一般原則と変えているところがございますけれども、今回は大分類Cの事務従事者という中で、総合的な事務を行う。小さな事業所で、1人の人が会計もやれば、総務もやるというところがあると。そういう一般的というか総合的な分類を創設するというので、議論があったと思います。例えばそういうところに分類するということが考えられる。

大分類Cでない場合はどうするか。特に生産工程などの場合は、比較されている複数の作業、例えば二つの作業が一つの過程における複数の段階に対応しているのであれば、その「主要な段階又は最終段階の作業で」職業を決定する。

では生産工程にも該当していない場合はどうするかというのは、今までは記述がなかったんですが、例えば最後の基準として、「比較される作業の中で、きちんと遂行するために必要となる経験年数、研修期間などが長いもので決定する。」スキルレベルといってしまうとそうかもしれませんが、そういうもので入れて、決定の手順を決めてはどうかということで、整理をしてみました。

それから二つ以上の大分類にまたがるときの大分類の順序をどうするかということにつきましては、次回もまだ管理的職業とか、大分類の議論がありますので、それが終わってから少しまた御検討をいただいた方がいいのかなと思ひまして、今はペンディングという形にさせていただきます。

それから、席上配布資料の4ページに戻っていただきまして、前回ネーミングで職業の分類から「～職業」というふうにするということも考えられるのではないかなという御議論がありました。前回も御説明しましたが、外国の事例はどうなっているか。前回の御議論では、「～職業従事者」という表現が現在行われているけれども、「～職業」というような表現の方がいいのではないかなということ。

それからあと、結局は、結果表で使用するときには、人を集計しているのだから、「～従事者」とか、人というイメージも必要なのではないかなということ。

若干別のところで個人的に聞いたりしたこともあるのですが、余り長過ぎるのはよくないということでした。

それからあと、先ほどの労務のところと関係するのですが、従事者と作業者が混在しているのは、理由があるのかなというようなこと。

外国の事例を調べてみますと、ILOの分類とオーストラリアの分類、それから日本の分類、これはすべての段階で「～workers」となっていたり、人をあらわす。例えば scientist とかそういうような言葉を使う。

それからイギリスでは、どちらかというと、「～occupation」に近いようなところを使う。

アメリカは、一番上の最上位のメジャーグループのところは、「～occupation」という形で統一しているのですが、その次のマイナーグループ以下では、逆に「～workers」とか人を使うということによって統一をしている。

カナダは混在している。

あと、ほかのところ、フランスなんかは人を使っているとか、スペインは人、ドイツは職業、いろいろ混在しているということ。

結局、無理に職業としているところはないだろうということ。それから、分類の細かいところに行けば、どうしても人というのが単位になってくるので、人をあらわすという、名詞自体がそういう名詞が増えてくる。それを抽象化して、大分類のベースとかいうと、そこが概念が抽象化されてくるので、「～occupation」とか「～職業」とやっているところがあるだろうということが考えられる。

ただ、一つ注意しないといけないのは、産業と混同するような表現はいけないだろうということがあります。

もう一つ、作業者ということと従事者ということがあって、英語でいうと全部 worker で統一されるケースが多いんですが、日本の場合は、農林漁業と生産工程と、建設・採掘と労務というところで、作業者という言葉を使っている。どちらかというと体を動かすとか、肉体労働に近いようなところ、手を動かすとか、そういったところで作業者という言葉を使っている。それ以外のところは従事者と。

ただ、作業者という、どうしても労働というイメージで、軽視とは言いませぬけれども、軽く見られるイメージが出てくるところもあるのではないか。

とりあえず、大分類のところでは現在「～従事者」と書いてありますので、そこを「～職業」と変えたらどうかということで、表にしてみたんですが、管理的職業とか専門的職業という、別に違和感はないのですが、例えば農林漁業職業とか生産工程職業という、若干、日本語としてこなれていないところもあるかなというところもあるかと思えます。

それで、提案ということでもないのですが、従事者ということで表現として、統一してはどうだろうか。労務とか、先ほどそういうお話もありましたので、作業者は従事者ということで統一してはどうだろうかということで整理をしてみました。

以上です。

大守部会長 どうもありがとうございました。かなりよくなってきたように思うのですが、今日はひとあたり御議論をいただいて、それからそろそろ皆さん方から、今、御説明を聞いていて、具体的にどこをどう直したらどうかというのを集めて、煮詰めていくような作業に入った方がいいかなと思えますが、とりあえず御意見、御質問を承りたいと思えます。

舟岡委員 先ほどの大学教員のケースがそれに相当しますが、今日いただいた席上配布資料の、一番後ろにチャートがありました。これによれば、作業だけではなくて、job という、要するに職務という縛りが課せられているのかなとも考えられます。専らの職務、要するに職務には duty を伴い、それに対応して報酬が支払われる。それが専らであるかどうか大きな上位概念となり、それと併せて、task、どんな作業の内容であるかが来るとの考え方もあり得ますね。

そうすると、大学の教員というのは、何から報酬をもらっているかということ、やはり教育をすることが、専らの duty であって、そしてよりよい教育をするために、当然研究もし、もちろん研究自体を目的とした行為もある。言語哲学に詳しい人に聞きますと、task とは作業的なもので、job の中には義務的なニュアンスが入り、occupation にも、職務なり責務というニュアンスが入り込んでいるそうです。そんなことを聞きまして、occupation には、単に task だけでなく job、duty、のたぐいをかなり滲ませているとすれば、分類する際にも、そこに少し焦点を当てた方がいいのかなという気はいたしています。

大守部会長 ありがとうございます。

ちょっと関連して、私もこの6ページは、今日初めて見せていただいたのですが、気になったことは、一つは、第1の基準のところには作業と書いてありますが、作業というよりはむしろ、今回の整理だと仕事であって、典型的な仕事のリストというのが、職業分類としてあると。

特定の個人をつかまえたときに、その人の仕事がどれに該当するかを調べていく。そして基本的には時間などで格付けを行うということだと思うので、そうすると、リストの方から見た仕事のどれに当てはまるかということではないかなというふうに思います。

それから、ちょっと理屈っぽい議論で恐縮ですけども、こういうふうにぎりぎり考えていくと、要するに小分類、中分類、大分類とあるわけですが、どこの段階で時間なりの比較をやるかというのを、本当は決めておかななくてはいけないということで、そのところまで、何らかの形で踏み込

まなければいけないのかなと。

申し上げていることは、大体おわかりいただけると思いますが、三つ以上の仕事をしていてある大分類の中で、二つの中分類を合わせると、一番シェアが大きくなるけれど、ばらばらに比較をすると、別の大分類の中の仕事に格付けすべきというような場合にどうするかということですね。

それから、ここに事務従事者だけ例外のようなことが書いてありますが、例外はほかにもあって、今度議論をする管理的職業です。私はそれがいいかどうか、まだ疑問ですけれども、管理的職業というのは、専ら内部組織の経営だけをやっている人だということで、時間の基準の前に入ってきているわけです。

それから、今日ちょっと議論がありましたけれども、教員と研究員の違いというものもあります。ちょっとでも教育をしていけば教員だというふうな整理をしようとしているわけです。やはり例外は何と何と何かというのをきちんと書いておく必要があるのではないかと。そんなふうに思いました。

他にいかがでしょうか。

原専門委員 席上配布資料の で職業名の検討をされているわけですが、「～従事者」とするか「～職業」とするかということで、これはちょっと感想的なものなんです、私はやはり職業も仕事を分類するのだから、人というよりもやはり職業という表現の方が適切かなというふうに思っているんです。

説明にあったように、保安職業とか農林漁業職業とすると、確かに日本語として響きがよくないなと思うのですが、職業ではなくて職というふうにしてしまうことはできないのかなと思いました。管理職、専門技術職、事務職、販売職、サービス職、保安職とか、職業ではなく、職としてしまえば、日本語としてもそんなに当てはまりは悪くないかなと、感想めいたことですが、思いました。

あと、席上配布資料の で、先ほど議論になった数量が基準になっているかどうかということ。私もちょっとよくわからないので、ここの場で論点がクリアになればありがたいなと思ったんですが、確か2ページ目で、「その仕事に従事する人数等により～考慮した。」となっていて、ここだけ書きぶりが違うなと思うんです。

舟岡委員のおっしゃるように、確かに表章するということは大事なので、やはりある程度数を確保した上でというのは、すごく大事だと思っているのですが、ここの書きぶりを読むと、ほかのところは「使用する」とか「～する」とか「みなさない」とか、決めるという基準としたという書きぶりですが、ここは「考慮した」ということで、何か数量的なことは参考情報として用いたということで、基準として決め切っているような表現には読み取れないので、もしそういうふうにするのであれば、「基準とする」というふうな形できちんと明記した方がいいのではないかと。というふうに思いました。

舟岡委員 先ほど部会長のお話で、大中小どこで長さをとらえるか。産業分類とある程度考え方を合わせておくということと言いますと、大の方でまず長い方、そして以下おりていくのが整合的

かなという気がいたします。

それから今、原委員がおっしゃったことは、私とちょっと考え方が違って、報酬を伴うことが、職業分類において非常に重要な要素で、報酬が何によって支払われるかは、職務という、何らかの責務が課されているから報酬が払われる。趣味で何かやっても、それには報酬は払われな

い。

大学教員が、教育において duty が課せられていて、あと自分の自由な時間で研究を数多くこなす。研究時間が幾ら長くても、これはやはり職務という観点からいうと、大学で教育をするという duty が課せられていたら、当然大学教員に分類されるだろうと思います。

原専門委員 私はその点については、何もコメントはしていないと思うのですが。

舟岡委員 そうでなくて、職務というのは、組織対人の、あるいは人と人の間の、言ってみれば契約関係に伴って報酬が支払われるわけです。

少し別の話をしますと、今日の席上配布資料 の2ページで「第2項(4)資格・免許の種類」が追加されていますが、資格・免許の種類がそのまま分類の適用の基準ということではなくて、仕事を遂行する上で必要とされる資格・免許の種類なのです。

例えば産業分類のときに議論になったのが、ファイナンシャルプランナーの資格を持っていたら、そういう産業従事者あるいは職業従事者じゃないかという、そんな意見が出されました。FPを持っているから、その職業に就いているというわけではありません。その仕事を遂行する上で、その資格がなければ就けない場合には分類の基準として、非常に重要度が高いだろう。同質性をそれによって担保し得るわけです。

原専門委員 誤解を解いておきたいので。

私は今、舟岡先生がおっしゃったようなことは、全然、メンションしていなくて、ただ単に数量的なものが基準になっているのかどうなのか、ちょっとよくわからないということを申し上げただけなので、ちょっと誤解を解いておきたかったのです。

野村委員 私自身、ここに書いてある意見の中でまだ釈然としないのは、スキルです。これは今まで避けてきて、一般原則でも出現しながらも微妙に避けているようであり、かつ今日の議論の中では当たり前に出た言葉だと思うのですが。時間基準といいますか、時間で長い方を適用しようということの意味は、1時間当たりのウエイト・価値を同じに見るということが潜在的にあります。だから長い方、1時間当たりの作業、あるいは仕事を同じに見たら、長い時間の方をとりましょうと。しかしスキルという概念を入れれば、より高い高度なという、スペシャライズとかレベルという話があるんでしょうが、そういうものとして、優劣が出てくるのだと思います。一時間の価値が違うのです。

今の、「分類の適用と基準」で(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)で1個増えたわけですが、「(2)仕事の遂行に必要とされる専門分野」という微妙な説明ですけれど、基本的に(2)はスキルについての基準であると理解することが自然だと思います。(1)が仕事の内容ですし、(3)は(1)に合わせてもよいと思いますが、内容と役割、舟岡委員の言う、職務とかそういうものも入ると思います。

仕事の内容とスキルという部分の特定化をすることによっては、随分と大きくいろんなものの議論が変わってくると思いますが、そこはどうかとらえたらいいのか。

私の感覚で言えば、(1)と(2)は、まさに分類の設計をする上における基準として、二つの基準を持ち得ると。(3)以降の特に(4)、(5)、(6)、(7)というのは、そういうスキルとか仕事の内容と、しばしば頻繁に相関を持ちますねと。ですからこの情報に基づいて分類をすることが現実的にはあり得ますねというインフォメーションであって、そこは(1)と(2)とは識別すべきなのではないかなと思います。基準となる概念は(1)と(2)です。7個も全部並べているというのは、結構珍しい例だと思うんですが、そういうウエイトが違う。第一義的には、(1)と(2)が基準であって、それ以降は付随的です。

量的基準について、先ほどの話しですが。私自身はこの下の文書を読んでおりましたが、これは創設について規定しているものではないのでしょうか。「人数等により個人が行っている仕事が社会的にどの程度一つの仕事の種類として確立しているかも考慮した」とは、新しくできた仕事に対する創設についての話なのかなと認識しておりましたから、今日の基本資料の4は、私は読んでいなかったんですけども、基本資料4の位置付けというものは何なのか。一般原則以外の原則があるのか。そこに付随する情報として持つのか。勿論、我々、検討委員会が検討されるところにおいて、余りにも大き過ぎるところとか小さ過ぎるところが、焦点を当てるべき何かであるということは、皆さんが合意すると思うんですが、それは一般原則足り得るか、ということだと思います。

私を知る限り、量的基準というものを、明確に一般原則としてメンションしている国際基準というものは、余り見たことないです。そういうものも、事務局がいろいろ調べた中では、恐らく余りないのではないかと。そこはclarifyしたいと思います。

大守部会長 ありがとうございます。

どうぞ、事務局。

事務局(曾田統計審査官) 今の野村先生のは、記憶にあるのは、オーストラリアの分類が確か大分類、中分類、小分類のときにどの程度のレンジをもって創設するかというか。どのくらの数があったときに、どの分類にすべきだという対応表があったと思うので、次回に出して。

それから、舟岡委員の方の、日本語の問題なんですが、職業があって、jobを仕事としたときに、jobの下の概念ということで作業という単語を使って今回は表記したので、それで西澤先生の方から出されているのが、仕事、jobを職務と訳していけば、そういうやり方もある。そのときにtaskというのは、稼業であるというような形になるのですが、職務とか稼業というのは、一般的になじんでいないと、前々回ぐらいに言われたので、jobは仕事として、日本語と対応したときに、taskとかdutyは日本語だとどうなるのかと、そういうことがありまして、一つのjob、仕事を構成するものの要素として作業という、単語として使う。

舟岡委員 どうもjobの中にはdutyも入るのでしょうか。だから、taskとdutyから構成される。当然同じようなjobを分類したものがoccupationということになりますと、occupationの中にも、duty的な要素が当然入る。

先ほど時間の長さということもありましたが、時間の長さというのは、ある意味では便宜的に使

っているわけで、duty なり task から報酬を得ているわけですね。報酬が何に主によっているか。これは本当に難しいだろうと思います。ただし、これは産業分類におけるアクティビティが、どれだけの付加価値を生み出すか。その付加価値の大きさがアクティビティに格付けすることが難しいことと、よく似ていると思います。それがなかなかできないので、時間の長さでということですが、確かにスキルが高い、task についているケースとそうでないケースでは、同じ時間を費やしたとしても、そこから受け取るべき報酬は違ったものになることは、確かだろうと思います。

もう1点、野村委員の指摘で、スキルが日本の分類基準になく、国際分類では専門職、準専門職という形で非常に明確にスキルレベルの違いで分けているとありました。専門職と準専門職については、日本では、なかなか分けがたいだろうということで、今回、労務作業者を別の大分類として、ここは、スキルレベルが高いものが要求されない分類で、作業を継続して行ったとしても、スキルの更なるアップにはつながらない分類としています。「専門的・技術的職業従事者」が、スキルレベルが一番高い分類であり、一番スキルレベルの低いのが「労務作業者」であり、真ん中はいかんともスキルレベルで分けがたい部分です。これは国際分類でも同じだと思います。

野村委員 そうなんですね。だからこそ elementary occupation に近似したものを I S C O との対応の中でつくったのでしょうけれど、そこにはスキルという概念を、大分類の中であたかも入れているような発想があるんです。であるならば一般原則の中で、もう少し skill based な発想というものをに入れていくことは、work performed の仕事の内容を考えることとスキルを考えることは、全く矛盾しないので、両面を日本の原則の中にしっかりと書き込むことはあり得る選択だろうと思います。

そして、それをやると、今度は少しものの見方が、ほかのものも含めて変わってきます。例えば教育のところでは、幼稚園、初等教育から始まって高等へと下に降りていく。年齢順になっている。必ずしも逆がいいと言っているわけではないのですが、そういう発想でいいのか。スキルの概念をもう少し適用するだけで、順序は変わってくると思います。

もう1点、少し関係ないかもしれませんが、一般原則の第1項のところなのですが、今日はデイトレーダーの話が少しありましたけれど、自己所有の株券などの売買債券による収入は、報酬とはみなさないということなのですが、例えば自己売買部門も、当然証券会社にあるわけで、このトレーダーは職業になる。自営のデイトレーダーでは職業にならない。

本来、職業というものでは、所得の獲得の方法であって、必ずしも狭義の生産のプロダクションのバウンダリー（境界線）とは対応しなくてもよいと思いますが、難しい問題ではないかと思いません。

企業で雇われていれば、自己売買部門で取引をしていたとしたら、彼は当然トレーダーという認識になるんでしょうが、個人の場合はならないと。

舟岡委員 やはり職務があるかどうか。ディーラーだったら当然のことながら、こなすべきタスクとデューティがありますが、デイトレーダーにはそれがない。

野村委員 自営業主も職務なんです。

舟岡委員 自営業主といっても個人が行なっているものについて、その成果として報酬というよ

りも、金銭を得ているにすぎず、これは職務とは言わないのではないですか。

岡本専門委員 デイトレーダーは、アパート経営なんかと一緒に考えた方が、むしろ筋は通るんだと思うんです。アパート経営は、みなさないわけですけども、業としてやっている場合はみなすということになっているわけですから、株式取引も業としてやっていれば、職業として認めた方がいいのではないかというふうに、私は考えます。

大守部会長 ありがとうございます。

今日は議論の中で私は大きな三つの議論が提起されていると思います。

一つは時間というのを、スキルの外的な概念として考えるか。それとも時間そのもので考えるかということで、私はそこには概念的にはかなり本質的な違いがあると思います。

その人の一番最高のスキルを出す時間は、そんなに長くなくても、いざというときにこれができるから、これだけの給料をもらっているのだという性格の仕事は、たくさんあると思うんです。だけど実際には例えば部下の数が少なくて、部下がやるべきことをかなりやっていると。そういうような場合にどちらで格付けするか。

アメリカの格付け基準は、スキルの方を優先しているわけです。その人が、一番高いスキルとして何ができるかということで、そういう発想をとるのか。それとも実態としてどっちを中心にやっているかを見るのかというのは、かなり大きな分かれ道ではないかと思います。

それからもう一つは、それとも勿論関係するのですが、スキルにはスキル・スペシフィケーションといいますか、横、水平な意味でのスキルとレベルの意味のスキルとがあります。今の諮問案の整理というのは、一部については、レベルによる分け方をしている。今日の労務作業者が典型です。あるいは専門的な技術者というのもそうです。

しかしそれを広範に適用するということまでは、どうも日本の状況の中では難しいのではないかという割り切りをしていて、それはそれでいいかどうか。

今日、野村委員が御指摘になった、二つ目の専門分野というのは、私もちょっと意見を言って、専門能力となっていたのですが、やはりあまねく適用しているのは、まず水平的な専門分野が来て、専門能力のレベルの方は、もうちょっと下位といいますか。全部には必ずしも適用できていないので、それに対応する表現が必要かもしれませんけれども、上から二つ目はとりあえず分野にしたということなのです。

ここも御意見があれば、どういうふうな整理をするかということが、御意見をいただきたいと思っています。

それから、3点目は、今のデイトレーダーみたいな話で、自分の土地に農作物を植えて金銭収入を得ている人も、duty かと言われれば、必ずしも duty と言いがたい部分があるかもしれない。そうするとやはり業としてという整理をするのであれば、業としてというのは何かという整理が、もう1回必要なのかなと思いました。

それで、今、皆さんの議論をお伺いしていて、提案があります。そろそろ具体的なコメントをと思っていたのですが、今の三つの点について、それぞれ簡単に御意見を。締め切りはちょっと事務局で設定していただくことにして、ワンパラグラフぐらいずつでも出していただいで、それで議論

を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

大体今日はそのくらいですね。

私から、6月8日の統計委員会の中間報告について、簡単なまとめ、これは大変恐縮ですが、私個人の責任でやらせていただきたいと思います。大体議論をしていたことで報告したいと思います。個別の議論は例示というような形にしたいと思います。今、考えていることを簡単に申し上げますと、まず、統計基準として設定することを確認したと。それから、産業分類とは独立に、個人の仕事をもとに分類しなくてはいけないとか、あるいは正規、非正規などの分類とも独立であるといったような大きな方向性については、合意がある。また、国際標準職業分類と乖離が生じることはやむを得ないけれど、なぜ、どのように乖離しているか、丁寧に説明をする必要がある。

それから分類体系として漏れがなかったり重複がないといった意味での完全性に加えて、統計基準として使えるかどうか。つまり実行可能性などの観点から審議をしています。

一般原則については、今日の議論を踏まえて、ちょっと直すかもしれませんが、諸外国の例も参考にしつつ、職業、仕事、task とここはあえて英語で書こうと思いますが、task の概念を明確にして、仕事によって人を分類してそれを職業と格付けるといったような考え方でやっています。

それから、仕事の分類の基準、まさに今日議論をしたわけですが、どのような観点から分類するかについては、検討が必要であると。ある人が複数の仕事を行っている場合に、どの職業分類にその人を格付けするかについての基準の明確化や考え方の整理が必要だと。

大きな点としては、こんなことを議論していますといったことで、中間報告をしたいと思っています。

私からは以上ですが、そのほか何かございますでしょうか。

原専門委員 今日、席上配布資料 で、大分類の定義をお示しいただいたんですけど、これももう少し工夫していただくのは、難しいのでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） 大分類の定義は、各回ごとに出ているんですが、全部一覧にして載っているのではないので、便宜上こうつくっているということで、この定義も含めて御議論いただいて構わないです。

原専門委員 表現なんですけれど、例えば今日の労務作業者の定義説明が、「労務的作業に従事する者」というこれは、定義説明になっているのかは、やはり疑問を感じます。

保安職業従事者ですと、保安という言葉は、余り表面に出さず、上手に説明をしているわけですが、こうした点をもう少し工夫とか議論が必要かなと思っています。

以上です。

大守部会長 事務局から今後の段取りについて。

事務局 御連絡は2点ございます。

1点は今、部会長の方から御指摘がありました委員の先生方にレポートをお願いするという件ですが、恐縮ですが、約1週間後ということで、6月10日までに事務局あてにメール等で送っていただければと考えております。

もう1点は、次回の予定でございますが、次回の部会は、6月18日木曜日14時から本日より同じ

この部屋で行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

大守部会長 よろしいですか。

他になければ、今日はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。時間をまた超過しまして、すみません。